

## VI. 学生支援

### 1. 現状の説明

- (1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化

#### ア. 修学支援

修学支援として、神戸学院大学憲章（資料 86）に定めている神戸学院大学が期待する教職員像を成し遂げるため、各学部・学科・年次ごとに指導教員の担当割当ルールがあり、それに基づいて学生一人一人に対して教員が指導する体制を取っている。

#### イ. 生活支援

学生に対する生活支援として、ホームページの「学生生活」のページ（資料 88）に奨学金・学費分納・教育ローン等の経済支援、下宿・アルバイト等の生活支援および健康相談・学生相談・ハラスメント防止に関する取り組み等を掲載し、生活支援全般を明確に示している。さらに、全学生に Student Diary（学生手帳）（資料 25）や課外活動 HAND BOOK（入学時）（資料 228）等を配付し、支援方法を明示している。また、年 4 回、時期ごとのトピックス、諸手続、啓発事項をまとめた学生向け広報誌「CAMPUS」（資料 92）を発行して支援内容の情報を提供している。

学生の生活支援に関する事項を審議する機関として、学生委員会（資料 79 学生委員会規程）があり、学生の安全の確保、人格形成の陶冶の支援、学習機会の確保（講義の提供等を除く）のための各種援助、障がい者の諸問題解決及び本学学生の当面する個人的問題についての相談・助言・支援等を協議し、方針を出している。

#### ウ. 進路支援

学生に対する進路支援の方針は、ホームページの「就職支援」のページに就職支援概要（資料 229）を示し、キャリアセンター利用ガイド、就職サポートシステム、バックアップ体制、キャリアトレーニング体制、課外講座・サポート体制、インターンシップの取り組み等の知りたい情報をビジュアル的にも分かりやすく紹介している。

- (2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

- a. 各学部・学科・年次ごとに成績不振者基準（資料 230）を定め、該当する学生については、指導教員が適宜指導している。また、保証人にもその旨を通知している。休学および退学を願い出るにあたっては、指導教員が必ず相談にあたり、指導教員の下承のもとで願い出する体制を取っている。また、留年者（資料 231）については、成績発表時に学部教員が個々に指導にあっている。休学・退学・除籍者一覧（資料 200）や学年別平均修得単位数一覧（資料 232）を各教員に配付し、状況の把握をしている。また、初年次に大学入門演習として各学部において、入門演習や基礎演習を開設し、大学生活への導入教育を行

っている。

b. 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

2000(平成12)年3月に「身体不自由者支援に対する基本理念」(資料217)を制定し、障がい学生の「自立」を支援していくことを基本理念としている。入学後に何らかの配慮が必要と思われる個別学生に対して、入学までに学生本人、保護者、高等学校教員、大学関係者(学部長、教務委員、学生委員、学生支援事務担当者)等が打ち合わせの機会を設け、高等学校在学時の学業、生活の状況を確認したり、入学後の不安、支援の要望を聞くなどしたりして、人的、物的支援計画を作成している。

具体的には、「身体不自由者対応マニュアル」(資料218)に基づいて、定期試験においては、試験時間延長、別室受験、解答方法配慮、注意事項等文書伝達等を、通常の授業時においては、使用教室配慮、講義内容録音許可、ノートテイク支援等の配慮を行い、学生生活においては、自動車通学の許可・自動車の学内乗り入れの許可、施設、設備の改修(バリアフリー)、学内外支援組織との連携等の支援を行っている。さらに、2001(平成13)年3月には、発達・行動障がい者等の「緊急支援体制」も整備し、身体障がい学生への支援だけでなく、メンタルな面で支援を必要とする学生への支援にも対応している。このように学業、学生生活にサポートが必要と認められる学生への取り組み及び連携を行っている。

c. 奨学金等の経済的支援措置の適切性

本学独自の制度として、①学資を貸与し学業を継続させることを目的とした貸与奨学金制度、②学資の支弁に支障のある者に対して学資を支給して学術研究を継続させることを目的とした支給奨学金制度、③家計急変等の理由により学費の納入が著しく困難と認められる学生に対して、学資を貸与し学業を継続させることを目的とした臨時貸与奨学金制度を設けている。その他、学費分納制度、貸付金制度、大学提携教育ローン、私費外国人留学生奨学金、交換・派遣留学生奨学金、課外活動奨学金、さらに、家計支援者が災害にあった学生への支援策として災害奨学金制度等、各種の経済的支援制度を設けている(資料233)。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

a. 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

ア. 学生の当面する個人的問題についての相談に応じ、適切な助言を与え、より良い学生生活を送るための手助けとなることを目的として、有瀬キャンパス、ポートアイランドキャンパスともに、二つの学生相談室(学生生活(一般)相談室、カウンセリング室)を設けている。学生生活全般の個人的問題については、学生生活(一般)相談室において実施し、心理的健康に関する諸問題については、カウンセリング室において相談が行われている(資料234 学生相談室案内)。

カウンセリング室では、2010(平成22)年度から常勤カウンセラーが配置

され、非常勤カウンセラーも増員となった。有瀬キャンパスでは毎日、2～3名のカウンセラーが相談室に勤務しており、電話相談や保護者からの相談の要望にも応えることができるようになった。

2010（平成22）年度に、入門演習等での学生相談室見学ツアーを提案したところ、多くの新生がゼミ単位で指導教員とともにカウンセリング室を見学を訪れた。見学後に相談室を利用する学生も増えてきている。

- イ. 健康を維持、増進することを目的として、有瀬キャンパス、ポートアイランドキャンパスともに医務室を設けている。定期健康診断、救急処置等を行うとともに、学校医による健康相談・精神相談等も行っている。

健康管理を目的とする定期健康診断は、毎年、約90%の受診率「健康診断統計」（資料235）を維持しており、肺結核等の感染症や病気の早期発見、集団感染防止、また、健康に対する意識の高揚の啓発にも役立っている。

- ウ. 健康保持・増進を目的として、有瀬キャンパスでは、トレーニングルーム、フィットネスルーム、卓球場を設けている。その他、体育館、グラウンド等の施設が利用できるとともに、課外活動団体の使用施設とは別に一般学生用にテニスコート、バレーコート等を整備している。ポートアイランドキャンパスでは、人工芝グラウンド、テニスコート、3on3コート等を整備し、学生の健康保持・増進に供している。

- エ. ケガ等に対する経済的支援として、医療費補助や見舞金等の制度がある。正課中・大学行事中のケガに対しては、大学が医療費補助（資料79 学生の傷害医療費及び弔慰金の支給内規）を、課外活動中のケガに対しては、教育後援会から医療費（資料79 教育後援会傷害医療費補助及び死亡弔慰金に関する内規）の補助等が行われる。さらに学生教育研究災害傷害保険にも加入している。

- オ. 学生の食生活や生活支援としては、有瀬キャンパス、ポートアイランドキャンパスともに学内食堂、レストラン、喫茶室、書店、売店、コンビニエンスストア、旅行代理店等を整備し、学生への生活支援をしている。

b. ハラスメント防止のための措置

- ア. 本学では、ハラスメント防止に関する神戸学院大学の基本的な姿勢をホームページの「ハラスメント防止に関する取り組み」（資料236）に明確にしておき、あらゆるハラスメントの防止およびハラスメントが発生した場合の対応策を協議するため、「人権問題委員会」（資料79 人権問題委員会規程第3条第1項第2号）を設置している。人権問題委員会には、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、その他（パワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント等）のハラスメントについて定義し、それぞれ防止ガイドライン（資料237）を制定している。人権問題委員会は、主に予防を目的としたハラスメント防止委員会（資料79 ハラスメント防止委員会規程）と、実際に被害を受けた際の相談窓口としてのハラスメント相談室（資料79 ハラスメント相談室規程）を統括している。また、人権問題委員会は学長が、ハラスメント防止委員会は副学長が、ハラスメント相談室は学長補

佐が、それぞれ長を務めるなど、学長直轄の組織とすることで、諸問題に迅速に対応できる体制としている。

- イ. ハラスメント防止委員会は、原則月 1 回開催されている。ここでは、ハラスメントの予防、根絶に向けた学生・教職員のための具体的な教育・研修・広報活動について審議している。
- ウ. 被害を受けた際の直接の窓口となるハラスメント相談室には、2 名の専門相談員を配置（常勤 1 名、非常勤 1 名）している。実際に事件が発生した際には、解決方法として、当事者間の話し合いによる「調停（資料 79 ハラスメント調停規程）」、加害者とされる者への厳重注意などの「通知」、調査部会（資料 79 ハラスメント調査部会規程）による被害者、加害者双方への「事実調査」の申し立てが、被害者の希望により選択できる。
- エ. 2010（平成 22）年度からは、ストーカー行為、つきまとい等に対する緊急避難措置として、警備員による学内エスコートサービス（資料 238）を開始している。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

a. 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

学生の卒業後の進路は、就職、大学院進学、海外留学、資格取得のための学修継続など多岐に渡っている。その進路選択の道標となるキャリア教育については、一部の学部で独自に学生生活の目標と人生設計を考えるための入門講座（1 年次）や、将来の目標を明確にし、職業観を確立し、社会で働くことの意味を多面的に考える講座（2 年次）が開設されている。学生の全般的な進路選択に関わる指導・相談についてはゼミや研究室の指導教員がもっとも身近な存在であり、各教員が個々の学生に対応している。一方、就職活動全般に関するガイダンス、実践的なセミナー、実際の求人情報の提供や進路指導・相談についてはキャリアセンターにおいて対応しており、2008（平成 20）年度、2009（平成 21）年度、及び 2010（平成 22）年度の就職関連年間スケジュール（資料 239）にガイダンスの対象学年、参加者数等を示している。

b. キャリア支援に関する組織体制の整備

学生の就職に対する進路相談に対応し、情報提供を行う部署としてキャリアセンターを設置している。キャリアセンターには、専任 9 名、嘱託 1 名、任期付 1 名、パート 4 名、進路相談員 6 名（交代勤務）、キャリアカウンセラー 2 名（週延べ 4 日勤務）の職員を配置し、1 学年約 2500 人の学生の就職指導をより効率的かつ有効に実施していくため、進路指導・相談、就職ハンドブックの作成、就職ガイダンス、各種実践セミナー（履歴書・エントリーシートの書き方添削、マナー、模擬面接、就職試験・適性試験対策、業界説明会等）を計画的に行っている。

その他、学生の自主的な就職活動を進める上での環境整備として、求人票、企業案内、就職関係書籍、新聞等を備えた就職資料室の設置や独自の就職情報システムの導入や企業検索（パソコン）コーナーを設置し、学生の就職活動を

広い範囲に渡って支援する体制を整えている。

また、各学部（教員）とキャリアセンターとの連携による学生の進路選択を支援していくため、各学部より就職委員を選出し、キャリアセンター所長を委員長とする就職委員会（資料 79 就職委員会規程）を設置・開催している。

2007 年 4 月に新キャンパスが開設され、2 キャンパス体制となり、両キャンパスで同一内容のキャリア支援を行っているが、一部の学部が行っているキャリア教育（就業力育成）との連携をより一層進めていく必要がある。

## 2. 点検・評価

- (1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

### ①効果が上がっている事項

入学時の新入生には「とまどい」や「不安」がつきものであり、これを解消するため、在学生による「新入生何でも案内」（資料 240）を一定期間実施している。正に、わからないことがあれば何でも相談に応じることから、新入生から非常に役立っているとの評価を受けている。

### ②改善すべき事項

学生は、大学の教育理念に則り、学則、諸規則を遵守し、学生としての自覚を持ち、自分の行動に責任を持たなければならない。入学時には種々のオリエンテーションを行っており、飲酒、喫煙、大麻等不正薬物乱用防止、防犯、悪徳商法、感染症対応、ハラスメント防止、ボランティア活動、課外活動等の学生生活に関する重要な事項をガイダンスしているが、新入生オリエンテーションの期間は時間が限られていることから、細部にまで亘って十分に啓発することができていないのではないかと考えられる。新入生には、高校までの「教わる」教育から、大学での「学ぶ」教育への変化を導入教育として実施していく必要がある。新入生アンケート（資料 241）では、理解できていない学生が少なからずいることがわかり、改善を必要とする。

- (2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

### ②改善すべき事項

聴覚障がい学生のノートテイクについては、学内で実施するノートテイク養成講座（資料 242）を修了した学生を中心に配置している（一部、学外の支援団体へ依頼）。安定した支援を維持するためには、常に学内での障がい学生への理解を啓発し、教職員の協力のもとで学生の支援力を維持する必要がある。

- (3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

### ①効果が上がっている事項

ア. ハラスメント予防の観点から、各学部のハラスメント防止委員が毎年新入生に対して、本学オリジナルのハラスメント防止のパンフレット（資料 243）やガイドラインを使用し、説明を行っている。本学のハラスメントに対する

取り組みや相談窓口の告知はもちろん、ハラスメントに対する知識を向上させることに主なねらいがある。

- イ. 教職員についても採用時に説明しているほか、毎年研修会を実施している。2010年（平成22）4月には、ハラスメント防止のための行動指針（資料244）が制定され、教職員一人ひとりの行動に対する責任と自覚を促している。
- ウ. ハラスメント相談室の2009（平成21）年度事案件数は48件であった。そのうち被害者の希望により申し立てに至ったケースが2件あった。本学がハラスメントの根絶を目指すうえにおいては、この数字が挙がることをもって効果とするかどうかは議論が必要とされる場所である。ただ、少なくとも被害者が泣き寝入りなどにより、事件が放置されることなく、大学として責任をもって対処されたことについては、成果とみるべきであると考えている。

#### ②改善すべき事項

- ア. ハラスメント相談室は、現在、常勤1名、非常勤1名の計2名で対応している。1万人の学生、教職員の規模から想定される相談件数および内容からみると、決して十分な体制とは言えない。
- イ. ハラスメント相談室の体制整備と同時に、「起こさせない」という予防の観点から、ハラスメント相談室による啓発活動など、受身ではなく能動的な動きが期待される。
- ウ. 個人情報の関係もあり、取り扱いが難しい分野ではあるが、今後、学生生活全般について取り扱う学生相談室との情報交換など、他部署、他機関との連携が必要である。

#### (4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

##### ②改善すべき事項

本学のキャリア教育（就業力育成）については、一部の学部が独自に開設しているが、全学部・全学生に共通して必要なものであり大学として全学的なキャリア教育（就業力育成）プログラムを構築し、キャリアセンターの実践力養成（ガイダンスや実践的なセミナー）プログラムとの連携を図ることが必要である。

キャリアセンターの業務は、学生の進路相談をはじめ、就職ガイダンスや実践講座の実施、企業対応、企業開拓、教育後援会、同窓会との連携業務など多岐に渡っている。これらの業務に対応するには、現在の人員・人材では不足である。特に今後、大学としてのキャリア教育（就業力育成）とキャリアセンターとの連携を含む全学的な学生のキャリア支援を行うには、新たな組織と適正な人員・人材配置が不可欠である。

#### 3. 将来に向けた発展方策

- (1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

##### ①効果が上がっている事項

学生生活（一般）相談室の相談件数が減っている（資料 245）一方、カウンセリング室においては、心理的な問題以外の学生生活全般に関わる問題（単位の修得、不登校、ひきこもり、休学、退学）を取り扱うことが多くなってきている（資料 246）。例えば、学生相談室の窓口を一つにすれば、問題の性質に応じて、適切な支援に繋いでゆくという形も考えられ、各学部や各事務部署とも連携して支援の輪を広げることができるのではないか。いわゆる「何でも相談」「よろず相談」を年間を通して実施するのである。また、学生同士の支援も考えられる。「新入生何でも案内」が一定の期間に限定されているので、年間を通して学生が、「良き仲間」「良き先輩」として同じ大学の学生を支援するピア・サポートの制度である。授業、勉強、試験（レポート）等に関するアドバイスや大学生活を送る上での相談活動を実施していく予定である。

#### ②改善すべき事項

学生生活に関わる重要な事項を新入生オリエンテーションでガイダンスするだけでは十分に理解できていないことから、導入教育として、1年次前期に開講される「基礎演習」「入門演習」等の科目において数時限分を学生生活に関する重要な事項の指導に充てることなどを教育開発センターの学士課程教育部会で決定し（資料 247）、2011（平成 23）年度からの実施に向けて共通テキスト、共通シラバスの作成作業を進めている。

### (2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

#### ②改善すべき事項

聴覚障がい学生への支援は、ノートテイク養成講座を修了した学生ノートテイク（有償）を中心に実施している。安定的な参加数を維持するためには、障がい者支援のボランティアサークルの設置に向けた働きかけを実施することや、「情報保障」としての安定した制度（ノートテイクの賃金の見直し、配置調整の体制強化等）を確立し、学生が安心して修学できる環境を整備する。

### (3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

#### ①効果が上がっている事項

ハラスメントが発生したときの体制としては、ある程度整備できたことで、将来的に新たな問題事象の発生に備えた足場作りができたと考えている。しかし、基本姿勢として「ハラスメント根絶」を目指している以上、今後はこれまで以上に予防に力点を置く予定である。

#### ②改善すべき事項

具体的には、講演会のような研修形態にとどまらず、将来的には正規のカリキュラムとして全学的に盛り込みたい。内容としては、ハラスメントへの直接的なアプローチはもちろんだが、ハラスメントが起こる要因となりうる部分に学際的にスポットを当てる。つまり、学生にとっては、ハラスメントというマイナス因子をきっかけに、コミュニケーションスキルやチームビルディング、人間関係構築などのカリキュラムを通じて学ぶことで、逆に人間的成長へのプ

ラス因子となるようマネジメントしていきたい。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

②改善すべき事項

本学においては、一部の学部においてキャリア教育（就業力育成）が開設されているが、これらを全学部・学生に共通して必要な就業力育成のための教育プログラムとして発展的に再構築し、大学としてのキャリア教育の指針を決定する予定である。これらを実現するには、現在のキャリア支援に関する組織体制では、人員・人材ともに難しい状況であるため、現在、将来計画検討プロジェクト（資料127）において新たにキャリア教育を担う組織として「キャリア教育センター」設置が中間答申されている。

キャリア教育を担う組織が整備され、大学として全学部・全学生共通の統一的なキャリア教育（就業力育成）プログラムを構築し、キャリアセンターの就職に直結する実践力養成プログラム（ガイダンスや実践的なセミナーの実施や就職情報の提供、進路・相談業務など）との連携による全学的な「学生の進路支援体制の確立」を目指す予定である。

4. 根拠資料

資料 25 - 「2010 Student Diary(学生手帳)」

資料 79 - 「神戸学院大学学生委員会規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 - 「学生の傷害医療費及び弔慰金の支給内規」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 - 「教育後援会傷害医療費補助及び死亡弔慰金に関する内規」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学人権問題委員会規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付 p520』

資料 79 - 「神戸学院大学ハラスメント防止委員会規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学ハラスメント相談室規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学ハラスメント調停規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学ハラスメント調査部会規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学就職委員会規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 86 - 「神戸学院大学憲章」

資料 88 - 「大学公式ホームページ」 (URL : <http://www.kobegakuin.ac.jp/>)

資料 92 - 「CAMPUS vol. 158」

資料 127 - 「将来計画検討プロジェクト中間答申」

資料 200 - 「休学・退学・除籍者一覧」

資料 217 - 「身体不自由者支援に対する基本理念」



- 資料 218－「身体不自由者対応マニュアル」
- 資料 228－「課外活動 HAND BOOK」
- 資料 229－「大学公式ホームページ 就職支援 就職支援概要」  
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/support/index.html>)
- 資料 230－「成績不振者基準」
- 資料 231－「留年生の指導について」
- 資料 232－「学年別平均修得科目数および単位数一覧」
- 資料 233－「奨学金・奨励金等概要」
- 資料 234－「学生相談室案内」
- 資料 235－「健康診断統計」
- 資料 236－「ハラスメント防止に関する取り組みのページ」  
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/~harasou/index.html>)
- 資料 237－「ハラスメント防止ガイドライン」
- 資料 238－「エスコートサービス利用カード」
- 資料 239－「就職関連行事年間スケジュール及び学生参加人数等集計一覧」
- 資料 240－「新入生行事予定表（新入生何でも案内）」
- 資料 241－「新入生アンケート」
- 資料 242－「ノートテイカー養成講座」
- 資料 243－「ハラスメント防止と根絶に向けて」
- 資料 244－「ハラスメント防止のための行動指針」
- 資料 245－「学生生活（一般）相談室の相談件数」
- 資料 246－「カウンセリング室相談件数」
- 資料 247－「総合企画会議 2010 年度第 3 回 配付資料 6」